

令和 年 月 日議決・専決

令和 7年 4月 1日施行

令和 7年 3月 31日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和7年佐用町規則第15号

佐用町職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

佐用町職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 3月 31日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町規則第 15 号

佐用町職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

佐用町職員の給与に関する規則（平成17年佐用町規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の表中「

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
町 長 の 事 務 部 局	主事	主事	主査	主査	課長	理事
	技師	技師	主任	主任	所長	課長
	保育士	保育士	技師	係長	室長	所長
	司書	司書	保育士	課長補佐	館長	室長
	看護師	看護師	司書	所長補佐	園長	館長
	栄養士	栄養士	看護師	室長補佐	施設長	参事
	保健師	保健師	栄養士	園長補佐	副園長	園長
	歯科衛生士	歯科衛生士	保健師	所長	副課長	事務長
	社会福祉士	社会福祉士	歯科衛生士	施設長	副室長	
			社会福祉士	支配人	副所長	
			係長		事務長	
議会の 事務部 局			園長補佐		主幹	
			所長		支配人	
			支配人			
議会の 事務部 局	書記	書記	係長	係長	事務局長	事務局長
			主査	局長補佐	副局長	参事
					主幹	

教 育 委 員 会 の 事 務 部 局	主事	主事	係長	課長補佐	教育次長	教育次長
	社会教育 主事	社会教育 主事	主査	室長補佐	館長	館長
	公民館主 事	公民館主 事	主任	所長補佐	課長	課長
	司書	司書	社会教育 主事	園長補佐	室長	参事
			公民館主 事	係長	園長	室長
				主任	副課長	
				施設長	副室長	
					所長	
					主幹	

」を「

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
町 長 の 事 務 部 局	主事	主事	主査	主査	課長	理事
	技師	技師	主任	主任	所長	課長
	保育士	保育士	技師	係長	室長	所長
	司書	司書	保育士	課長補佐	館長	室長
	看護師	看護師	司書	所長補佐	園長	館長
	栄養士	栄養士	看護師	室長補佐	施設長	参事
	保健師	保健師	栄養士	園長補佐	副園長	園長
	歯科衛生 士	歯科衛生 士	保健師	所長	副課長	事務長
	社会福祉 士	社会福祉 士	歯科衛生 士	施設長	副室長	
			社会福祉 士	支配人	副所長	

			係長 園長補佐 所長 支配人 主任保育士	主任保育士	事務長 主幹 支配人	
議会の 事務局	書記	書記	係長 主査	係長 室長補佐	事務局長 副局長 主幹 室長	事務局長 参事
教育委員会の 事務局	主事 社会教育主事 公民館主事 司書 学芸員	主事 社会教育主事 公民館主事 司書 学芸員	係長 主査 主任 社会教育主事 公民館主事 司書 学芸員	課長補佐 室長補佐 所長補佐 園長補佐 係長 主任 施設長	教育次長 館長 課長 室長 園長 副課長 副室長 所長 主幹	教育次長 館長 課長 参事 室長

」に改める。

別表第3の表中「

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	

1 大学卒	1 博士課程 修了	学校教育法（昭和22年法律第26号）による 大学院博士課程の修了
	2 修士課程 修了	学校教育法による大学院修士課程の修了
	3 旧大学院 後期修了	旧大学令（大正7年勅令第388号）による大 学院又は研究科の第2期又は後期の修了
	4 旧大学院 前期修了	旧大学令による大学院又は研究科の前期の 修了
	5 旧大学院 第1期修了	（1） 旧大学令による大学院又は研究科の第 1期の修了 （2） 学校教育法による大学の医学部の医学 科若しくは歯学科又は歯学部歯学科（医科 大学の医学科又は医科歯科大学の歯学科を 含む。）の専攻科の卒業
	6 新大6卒	（1） 学校教育法による大学の医学部医学科 （医科大学の医学科を含む。）の卒業 （2） 学校教育法による大学の医学部歯学科 又は歯学部歯学科（医科歯科大学の歯学科 を含む。）の卒業 （3） 旧大学令による大学の医学部医学科 （医科大学の医学科を含む。）の卒業 （4） 学校教育法による大学の獣医学科 （修業年限6年のものに限る。）の卒業 （5） 上記に相当すると長が認める学歴免 許等の資格
	7 新大4卒	（1） 学校教育法による4年制の大学の卒業 （2） 海上保安大学校本科の卒業 （3） 気象大学校大学部（修業年限4年のも のに限る。）の卒業 （4） 上記に相当すると長が認める学歴免許 等の資格

	8 旧大卒	(1) 旧大学令による3年制の大学の卒業 (2) 学校教育法による大学の専攻科の卒業 (3) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
	2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
	3 旧専5卒	(1) 旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による医学専門学校（修業年限5年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
	4 旧専4卒	(1) 旧専門学校令による4年制の専門学校

		の卒業 (2) 旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による高等師範学校又は女子高等師範学校の卒業 (3) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
	5 旧専3卒	(1) 旧専門学校令による3年制の専門学校の卒業 (2) 旧師範教育令による師範学校又は青年師範学校の本科（修業年限3年のものに限る。）の卒業 (3) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
	6 準専2卒	(1) 旧師範学校規程（明治40年文部省令第12号）による師範学校の卒業 (2) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (3) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	1 新高4卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
	2 新高3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
	3 旧中5卒	(1) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による5年制（「高小卒」を入学資格とする3年制のものを含む。）の中学校、高等女学校又は実業学校の卒業

		(2) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護学校又は准看護師養成所の卒業 (3) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
	4 旧中4卒	(1) 旧中学校令による4年制（「高小卒」を入学資格とする2年制のものを含む。）の中学校、高等女学校又は実業学校の卒業 (2) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	1 新高1卒	(1) 海員学校（「新中卒」を入学資格とする修業年限1年又は2年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
	2 新中卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
	3 高小卒	(1) 旧小学校令（明治33年勅令第344号）による小学校又は旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科の修了 (2) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
	4 小学卒	(1) 旧小学校令による小学校尋常科又は旧国民学校令による国民学校初等科の修了 (2) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格

」を「

学歴免許等の区分	学歴免許等の資格
----------	----------

基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	1 博士課程 修了	学校教育法（昭和22年法律第26号）による 大学院博士課程の修了
	2 修士課程 修了	学校教育法による大学院修士課程の修了
	3 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学部医学科 （医科大学の医学科を含む。）の卒業 (2) 学校教育法による大学の医学部歯学科 又は歯学部歯学科（医科歯科大学の歯学科 を含む。）の卒業 (3) 学校教育法による大学の獣医学科 （修業年限6年のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると長が認める学歴免 許等の資格
	4 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 海上保安大学校本科の卒業 (3) 気象大学校大学部（修業年限4年のも のに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると長が認める学歴免 許等の資格
	5 大学専攻 科卒	(1) 学校教育法による大学の専攻科の卒 業 (2) 上記に相当すると長が認める学歴免 許等の資格
2 短大卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の 卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の 専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻 科の卒業 (4) 上記に相当すると長が認める学歴免 許

		等の資格
	2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
	3 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	1 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
	2 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
	3 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格

4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
-------	-----	--

」に改める。

別表第4の表中「

経歴		換算率
国家公務員、地方公務員又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は $\frac{100}{100}$ 以下）
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下
兵役期間（その期間に引き続き海外によく留された期間を含む。）	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		$\frac{100}{100}$ 以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に	$\frac{100}{100}$ 以下

	従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	$\frac{50}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、 $\frac{80}{100}$ 以下）
	その他の期間	$\frac{25}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合及び教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合は、 $\frac{50}{100}$ 以下）

」を「

国家公務員、地方公務員又は公共企業体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	100／100
	その他の期間	100／100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100／100以下
その他の期間	職員としての職務に直接役立つと認められる職務に従事した期間	100／100以下
	その他の期間	25／100以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、50／100以下）

」に改める。

別表第5の表中「

学歴区分	修学年 数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+ 5 年	+ 7 年	+ 9 年	+12年
修士課程修了	18年	+ 2 年	+ 4 年	+ 6 年	+ 9 年
旧大学院後期修了	22年	+ 6 年	+ 8 年	+10年	+13年
旧大学院前期修了	20年	+ 4 年	+ 6 年	+ 8 年	+11年
旧大学院第1期修了	19年	+ 3 年	+ 5 年	+ 7 年	+10年
新大6卒	18年	+ 2 年	+ 4 年	+ 6 年	+ 9 年
新大4卒	16年		+ 2 年	+ 4 年	+ 7 年
旧大卒	17年	+ 1 年	+ 3 年	+ 5 年	+ 8 年
短大3卒	15年	- 1 年	+ 1 年	+ 3 年	+ 6 年
短大2卒	14年	- 2 年		+ 2 年	+ 5 年
旧専5卒	16年		+ 2 年	+ 4 年	+ 7 年
旧専4卒	15年	- 1 年	+ 1 年	+ 3 年	+ 6 年
旧専3卒	14年	- 2 年		+ 2 年	+ 5 年
準専2卒	13年	- 3 年	- 1 年	+ 1 年	+ 4 年
新高4卒	13年	- 3 年	- 1 年	+ 1 年	+ 4 年
新高3卒	12年	- 4 年	- 2 年		+ 3 年
旧中5卒	11年	- 5 年	- 3 年	- 1 年	+ 2 年
旧中4卒	10年	- 6 年	- 4 年	- 2 年	+ 1 年
新高1卒	10年	- 6 年	- 4 年	- 2 年	+ 1 年
新中卒	9年	- 7 年	- 5 年	- 3 年	
高小卒	8年	- 8 年	- 6 年	- 4 年	- 1 年

小学卒	6 年	－10年	－ 8 年	－ 6 年	－ 3 年
-----	-----	------	-------	-------	-------

」を「

学歴区分	修学年 数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9 年)
博士課程修了	21年	＋ 5 年	＋ 7 年	＋ 9 年	＋12年
修士課程修了	18年	＋ 2 年	＋ 4 年	＋ 6 年	＋ 9 年
大学 6 卒	18年	＋ 2 年	＋ 4 年	＋ 6 年	＋ 9 年
大学 4 卒	16年		＋ 2 年	＋ 4 年	＋ 7 年
大学専攻科卒	17年	＋ 1 年	＋ 3 年	＋ 5 年	＋ 8 年
短大 3 卒	15年	－ 1 年	＋ 1 年	＋ 3 年	＋ 6 年
短大 2 卒	14年	－ 2 年		＋ 2 年	＋ 5 年
短大 1 卒	13年	－ 3 年	－ 1 年	＋ 1 年	＋ 4 年
高校専攻科卒	13年	－ 3 年	－ 1 年	＋ 1 年	＋ 4 年
高校 3 卒	12年	－ 4 年	－ 2 年		＋ 3 年
高校 2 卒	11年	－ 5 年	－ 3 年	－ 1 年	＋ 2 年
中学卒	9 年	－ 7 年	－ 5 年	－ 3 年	

」に改める。

別表第 6 の表中「

1 級		2 級	
年齢	新号給	年齢	新号給
歳		歳	
18	25	18	17
19	29	19	21
20	33	20	25
21	37	21	29

22	41	22	33
23	45	23	37
24	47	24	39
24	49	24	41
25	51	25	43
26	53	26	45
27	55	27	47
27	57	27	49
28	59	28	51
29	61	29	53
30	63	30	55
31	65	31	57
32	67	32	59
33	69	33	61
34	71	34	63
35	73	35	69
36	75	36	71
37	81	37	73
38	83	38	75
39	85	39	77
40	87	40	79
41以上	89	41以上	81

」を「

1 級		2 級	
年齢	新号給	年齢	新号給

歳		歳	
18	9	18	13
19	13	19	17
20	17	20	21
21	21	21	25
22	25	22	29
23	29	23	33
24	31	24	35
24	33	24	37
25	35	25	39
26	37	26	41
27	39	27	43
27	41	27	45
28	43	28	47
29	45	29	49
30	47	30	51
31	49	31	53
32	51	32	55
33	53	33	57
34	55	34	59
35	57	35	65
36	59	36	67
37	65	37	69
38	67	38	71
39	69	39	73

40	71	40	75
41以上	73	41以上	77

」に改める。

別表第7の表中「

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2
11	1	1	1	3	3
12	1	1	1	4	4
13	1	1	1	5	5
14	1	1	1	6	6
15	1	1	1	7	7
16	1	1	1	8	8
17	1	1	1	9	9
18	1	2	2	10	10
19	1	3	3	11	11

20	1	4	4	12	12
21	1	5	5	13	13
22	1	6	6	14	14
23	1	7	7	15	15
24	1	8	8	16	16
25	1	9	9	17	17
26	1	10	10	18	18
27	1	11	11	19	19
28	1	12	12	20	20
29	1	13	13	21	21
30	1	14	14	22	22
31	1	15	15	23	23
32	1	16	16	24	24
33	1	17	17	25	25
34	2	18	18	26	26
35	3	19	19	27	27
36	4	20	20	28	28
37	5	21	21	29	29
38	6	22	22	30	30
39	7	23	23	31	31
40	8	24	24	32	32
41	9	25	25	33	33
42	10	26	26	34	34
43	11	27	27	35	35
44	12	28	28	36	36

45	13	29	29	37	37
46	14	30	30	38	38
47	15	31	31	39	39
48	16	32	32	40	40
49	17	33	33	41	41
50	18	34	34	42	41
51	19	35	35	43	42
52	20	36	36	44	42
53	21	37	37	45	43
54	22	38	38	46	43
55	23	39	39	47	44
56	24	40	40	48	44
57	25	41	41	49	45
58	25	41	42	50	45
59	26	42	43	51	46
60	26	42	44	52	46
61	27	43	45	53	47
62	27	43	45	54	47
63	28	44	45	55	48
64	28	44	46	56	48
65	29	45	46	57	49
66	29	45	46	58	49
67	30	46	47	59	50
68	30	46	47	60	50
69	31	47	47	61	51

70	31	47	48	62	51
71	32	48	48	63	52
72	32	48	48	64	52
73	33	49	49	65	53
74	33	49	49	66	54
75	33	49	49	67	55
76	34	49	50	68	56
77	34	50	50	69	57
78	34	50	50	70	58
79	35	50	51	71	59
80	35	50	51	72	60
81	35	51	51	73	61
82	36	51	52	74	62
83	36	51	52	75	63
84	36	51	52	76	64
85	37	52	53	77	65
86	37	52	53	78	66
87	38	52	53	79	67
88	38	52	53	80	68
89	39	53	54	81	69
90	39	53	54	82	70
91	40	53	54	83	71
92	40	53	54	84	72
93	41	53	55	85	73
94		54	55		

95		54	55		
96		54	55		
97		54	56		
98		54	56		
99		55	56		
100		55	56		
101		55	57		
102		55	57		
103		55	58		
104		56	58		
105		56	59		
106		56	59		
107		56	60		
108		56	60		
109		57	61		
110		57	61		
111		57	62		
112		57	62		
113		58	63		
114		58			
115		58			
116		58			
117		59			
118		59			
119		59			

120		59			
121		60			
122		60			
123		60			
124		60			
125		61			

」を「

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1
11	1	1	1	3	1
12	1	1	1	4	1
13	1	1	1	5	1
14	1	1	1	6	2
15	1	1	1	7	3
16	1	1	1	8	4

17	1	1	1	9	5
18	1	1	1	10	6
19	1	1	1	11	7
20	1	1	1	12	8
21	1	1	1	13	9
22	1	2	2	14	10
23	1	3	3	15	11
24	1	4	4	16	12
25	1	5	5	17	13
26	1	6	6	18	14
27	1	7	7	19	15
28	1	8	8	20	16
29	1	9	9	21	17
30	1	10	10	22	18
31	1	11	11	23	19
32	1	12	12	24	20
33	1	13	13	25	21
34	2	14	14	26	22
35	3	15	15	27	23
36	4	16	16	28	24
37	5	17	17	29	25
38	6	18	18	30	26
39	7	19	19	31	27
40	8	20	20	32	28
41	9	21	21	33	29

42	10	22	22	34	29
43	11	23	23	35	30
44	12	24	24	36	30
45	13	25	25	37	31
46	14	26	26	38	31
47	15	27	27	39	32
48	16	28	28	40	32
49	17	29	29	41	33
50	18	30	30	42	33
51	19	31	31	43	34
52	20	32	32	44	34
53	21	33	33	45	35
54	21	33	34	46	35
55	22	34	35	47	36
56	22	34	36	48	36
57	23	35	37	49	37
58	23	35	37	50	37
59	24	36	37	51	38
60	24	36	38	52	38
61	25	37	38	53	38
62	25	38	38	54	38
63	26	39	39	55	38
64	26	40	39	56	38
65	27	41	39	57	38
66	27	41	40	58	38

67	28	42	40	59	38
68	28	42	40	60	38
69	29	43	41	60	39
70	29	43	41	60	39
71	29	44	41	60	39
72	30	44	42	60	39
73	30	45	42	61	39
74	30	45	42	61	39
75	31	45	43	61	39
76	31	45	43	61	39
77	31	45	43	61	39
78	32	46	44	62	39
79	32	46	44	62	39
80	32	46	44	62	39
81	33	46	45	63	40
82	33	46	45	64	40
83	33	47	45	65	40
84	34	47	45	66	40
85	34	47	46	67	41
86	34	47	46		
87	35	47	46		
88	35	48	46		
89	35	48	47		
90	36	48	47		
91	36	48	47		

92	36	48	47		
93	37	49	47		
94		49	47		
95		49	47		
96		49	48		
97		49	48		
98		50	48		
99		50	48		
100		50	48		
101		50	48		
102		50	48		
103		51	49		
104		51	49		
105		51	49		
106		51	49		
107		51	49		
108		52	49		
109		52	49		
110		52			
111		52			
112		52			
113		52			
114		52			
115		52			
116		52			

117		53			
118		53			
119		53			
120		53			
121		53			
122		53			
123		53			
124		53			
125		53			

」に改める。

別表第7の2の表中「

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格後の号給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	33	17	17	9	9
2	33	18	18	10	10
3	33	19	19	11	11
4	34	20	20	12	12
5	35	21	21	13	13
6	36	22	22	14	14
7	37	23	23	15	15
8	39	24	24	16	16
9	40	25	25	17	17
10	42	26	26	18	18
11	43	27	27	19	19
12	44	28	28	20	20

13	45	29	29	21	21
14	46	30	30	22	22
15	47	31	31	23	23
16	48	32	32	24	24
17	49	33	33	25	25
18	50	34	34	26	26
19	51	35	35	27	27
20	52	36	36	28	28
21	53	37	37	29	29
22	54	38	38	30	30
23	55	39	39	31	31
24	56	40	40	32	32
25	58	41	41	33	33
26	60	42	42	34	34
27	62	43	43	35	35
28	64	44	44	36	36
29	66	45	45	37	37
30	68	46	46	38	38
31	70	47	47	39	39
32	72	48	48	40	40
33	74	49	49	41	41
34	76	50	50	42	42
35	78	51	51	43	43
36	80	52	52	44	44
37	82	53	53	45	45

38	84	54	54	46	46
39	86	55	55	47	47
40	88	56	56	48	48
41	90	58	57	49	50
42	92	60	58	50	52
43	93	62	59	51	54
44	93	64	60	52	56
45	93	66	63	53	58
46	93	68	66	54	60
47	93	70	69	55	62
48	93	72	72	56	64
49	93	76	75	57	66
50	93	80	78	58	76
51	93	84	81	59	88
52	93	88	84	60	92
53	93	93	88	61	93
54	93	98	92	62	93
55	93	103	97	63	93
56	93	109	102	64	93
57	93	115	107	65	93
58	93	121	112	66	93
59	93	125	113	67	93
60	93	125	113	68	93
61	93	125	113	69	93
62	93	125	113	70	93

63	93	125	113	71	93
64	93	125	113	72	93
65	93	125	113	73	93
66	93	125	113	74	93
67	93	125	113	75	93
68	93	125	113	80	93
69	93	125	113	85	93
70	93	125	113	88	93
71	93	125	113	89	93
72	93	125	113	90	93
73	93	125	113	91	93
74	93	125	113	92	93
75	93	125	113	93	93
76	93	125	113	93	93
77	93	125	113	93	93
78	93	125	113	93	93
79	93	125	113	93	93
80	93	125	113	93	93
81	93	125	113	93	93
82	93	125	113	93	93
83	93	125	113	93	93
84	93	125	113	93	93
85	93	125	113	93	93
86	93	125	113	93	
87	93	125	113	93	

88	93	125	113	93	
89	93	125	113	93	
90	93	125	113	93	
91	93	125	113	93	
92	93	125	113	93	
93	93	125	113	93	
94	93	125			
95	93	125			
96	93	125			
97	93	125			
98	93	125			
99	93	125			
100	93	125			
101	93	125			
102	93	125			
103	93	125			
104	93	125			
105	93	125			
106	93	125			
107	93	125			
108	93	125			
109	93	125			
110	93	125			
111	93	125			
112	93	125			

113	93	125			
114	93				
115	93				
116	93				
117	93				
118	93				
119	93				
120	93				
121	93				
122	93				
123	93				
124	93				
125	93				

」を「

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格後の号給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	33	21	21	9	13
2	33	22	22	10	14
3	33	23	23	11	15
4	34	24	24	12	16
5	35	25	25	13	17
6	36	26	26	14	18
7	38	27	27	15	19
8	39	28	28	16	20
9	41	29	29	17	21

10	42	30	30	18	22
11	43	31	31	19	23
12	44	32	32	20	24
13	45	33	33	21	25
14	46	34	34	22	26
15	47	35	35	23	27
16	48	36	36	24	28
17	49	37	37	25	29
18	50	38	38	26	30
19	51	39	39	27	31
20	52	40	40	28	32
21	54	41	41	29	33
22	56	42	42	30	34
23	58	43	43	31	35
24	60	44	44	32	36
25	62	45	45	33	37
26	64	46	46	34	38
27	66	47	47	35	39
28	68	48	48	36	40
29	71	49	49	37	42
30	74	50	50	38	44
31	77	51	51	39	46
32	80	52	52	40	48
33	83	54	53	41	50
34	86	56	54	42	52

35	89	58	55	43	54
36	92	60	56	44	56
37	93	61	59	45	58
38	93	62	62	46	68
39	93	63	65	47	80
40	93	64	68	48	84
41	93	66	71	49	85
42	93	68	74	50	85
43	93	70	77	51	85
44	93	72	80	52	85
45	93	77	84	53	85
46	93	82	88	54	85
47	93	87	95	55	85
48	93	92	102	56	85
49	93	97	109	57	85
50	93	102	109	58	85
51	93	107	109	59	85
52	93	116	109	60	85
53	93	125	109	61	85
54	93	125	109	62	85
55	93	125	109	63	85
56	93	125	109	64	85
57	93	125	109	65	85
58	93	125	109	66	85
59	93	125	109	67	85

60	93	125	109	72	85
61	93	125	109	77	85
62	93	125	109	80	85
63	93	125	109	81	85
64	93	125	109	82	85
65	93	125	109	83	85
66	93	125	109	84	85
67	93	125	109	85	85
68	93	125	109	85	85
69	93	125	109	85	85
70	93	125	109	85	85
71	93	125	109	85	85
72	93	125	109	85	85
73	93	125	109	85	85
74	93	125	109	85	
75	93	125	109	85	
76	93	125	109	85	
77	93	125	109	85	
78	93	125	109	85	
79	93	125	109	85	
80	93	125	109	85	
81	93	125	109	85	
82	93	125	109	85	
83	93	125	109	85	
84	93	125	109	85	

85	93	125	109	85	
86	93	125			
87	93	125			
88	93	125			
89	93	125			
90	93	125			
91	93	125			
92	93	125			
93	93	125			
94	93	125			
95	93	125			
96	93	125			
97	93	125			
98	93	125			
99	93	125			
100	93	125			
101	93	125			
102	93	125			
103	93	125			
104	93	125			
105	93	125			
106	93	125			
107	93	125			
108	93	125			
109	93	125			

110	93				
111	93				
112	93				
113	93				
114	93				
115	93				
116	93				
117	93				
118	93				
119	93				
120	93				
121	93				
122	93				
123	93				
124	93				
125	93				

」に改める。

別表第8の表中「

休職等の期間	換算率
法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	$\frac{3}{3}$ 以下
(略)	
専従許可の有効期間	$\frac{2}{3}$ 以下

法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）の期間	$\frac{1}{3}$ 以下（結核性疾患によるものである場合にあっては、 $\frac{1}{2}$ 以下）
分限等条例第2条の規定による休職（職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。）の期間	$\frac{1}{3}$ 以下
法第28条第2項第2号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	$\frac{3}{3}$ 以下

」を「

休職等の期間	換算率
法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3分の3以下
(略)	
専従許可の有効期間	3分の2以下
法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）の期間	3分の1以下（結核性疾患によるものである場合にあっては、2分の1以下）
分限等条例第2条の規定による休職（職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。）の期間	3分の1以下
法第28条第2項第2号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3分の3以下

」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。